# 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第1回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会					
事務局 (担当課)		高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055(直通)					
開催日時		令和4年7月6日(水) 午後1時30分~3時					
開催場所		相模原市民会館 第2中研修室					
出席者	委 員	7人 (別紙のとおり)					
	その他	7人(オブザーバー2人、市関係課職員5人)					
	事務局	9人(市:高齢・障害者福祉課長、他6人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会:さがみはら成 年後見・あんしんセンター所長、他1人)					
公開の可否		■可 □不可 □一部不可 傍聴者数 0人					
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由							
議題		<ol> <li>中核機関における令和3年度の取り組み状況について</li> <li>市民向け広報・啓発事業について</li> <li>市民後見人養成・支援事業について</li> <li>後見人等における苦情解決の方策について</li> <li>その他</li> </ol>					

主な内容は次のとおり。

#### 1 中核機関における令和3年度の取り組み状況について

事務局から資料1に基づき説明を行った。

(前場会長)「2相談事業」の専門相談に弁護士が加わっていないのは、弁護士は、 権利擁護相談(※)を行っているという趣旨でよいか。

※権利擁護相談とは、月に1回、第4火曜日に行われているもの。

財産・相続・人間関係の困りごとなどの相談に弁護士が応じている。

(事務局) そのとおりである。

#### 2 市民向け広報・啓発事業について

事務局から資料2に基づき説明を行った。

(玉手委員)講演会における成年後見制度の概要について、対象者はどういった人 をイメージしているか。

(事務局) 市民を対象にしている。親族に成年後見制度の利用を検討している人がいるなど、制度のことを知りたいという人が参加することが多い。

(澤畔委員) 市民公開講座は、休日に開催しているのか。

(事務局) 基本的には、土曜日の午後に開催している。昨年は祝日に1回開催した。

(澤畔委員)地域包括支援センター(以下「地域包括」という。)における啓発事業については、直接的に市民へ働きかけ、自治体や民生委員、老人会等の団体にチラシを配布するなど広報を行っている。また、直接相談に来た市民には、対面で各案内を行うほか、地域包括主催のイベントなどを開催する際に啓発している。

(志方委員)神奈川県社会福祉士会では、年1回県民公開講座を実施している。講談師や落語家、漫才師を招いて成年後見制度のポイントについて親しみやすく伝えるプログラムを取り入れるなどの工夫をしている。また、相模原支部でも市民公開講座を開催しているが、昨年度はコロナ禍のため中止した。

(渡邊委員)地域包括や施設、病院、銀行等に市民向け公開講座の案内を配架している。実施状況については、地域住民をターゲットに地域包括と連携し、制度を知らない人に対して知ってもらうような内容の講座を開催している。集客に向けた方策等については、公共施設等にチラシを設置するほか、ホームページ等でも講座の周知をしている。

(渋谷副会長) 劇団があったがコロナ禍で中止している。施設のケアマネージャー 及び担当者にパンフレットを持ち込むことで周知をしている。

(米山委員)毎年、相続関係の市民公開講座を開催している。税務署を通じて講座 の周知をしているが、コロナ禍のため参加者が集まりにくい状況になってる。なお、 昨年、自治会の回覧板とともにパンフレットを配架した際に参加者が増加した。

(玉手委員)社会福祉事業団内の機関として、福祉研修センターを設置している。 同センター等を通じて福祉サービス事業所に情報の発信や周知が可能である。また、同センターで成年後見制度に係る研修を保護者向けに行ったことがある。

(前場会長)集客を図る際には、劇等を用いてより多くの集客が見込めるように工夫している。また、相模大野駅前等で無料法律相談を行った。コロナ禍のため、オンラインを活用することが多くなっており、間口を拡大するという点においては良い効果もあった。

### 3 市民後見人養成・支援事業について

事務局から資料3に基づき説明を行った。

(渡邊委員)複数受任の要件における資産について、「一定の資産があるものの、概ね1年後には利用支援事業の資産の基準(350万円)を超えない範囲の資産を有する者を想定する。」とあるが、後見制度支援信託等の手続きをすることを想定しているか。

(事務局)後見制度支援信託等は想定していない。例えば本人の債務整理をすることで、概ね1年後には資産の基準(350万円)の範囲内に収まることなどを想定している。

#### 4 後見人等における苦情解決の方策について

事務局から資料4に基づき説明を行った。

(玉手委員)基本的に相談支援を行う中で、相談や意見をもらうことが多い。解決 方法としては、本人と話をしていくことで、悩みや不満を紐解きながら後見人に繋 いでいる。話がこじれた場合は、関係者を交えてチームとして本人を取り巻く問題 に対して支援している。それでも解決できない場合は、家庭裁判所(以下「家裁」 という。)に申立てをしてもらうことで解決している。 (渡邊委員) コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部では、苦情があった場合、まずはそれぞれの地区が対応している。電話又は直接会って話を聞き、解決できない内容については、同支部の業務相談委員会に引継ぎをしている。本人の家族等に話を聞かなければならない場合は、調査委員会による面談をしている。なお、同支部に引き継ぐケースは、年に数件程度である。

(志方委員)神奈川県社会福祉士会では、それぞれの地区で対応するのではなく、 事務局が県全体の苦情等を受け付けている。会員に対する苦情については、倫理委員会への報告、調査、理事会審議といった規則を設けて対応している。しかし、これらの完結までは時間を要しているのが現状で、まずは相談として受け付け、直接後見人に指導をするなどしている。当該対応の結果に納得がいかない場合は、直接家裁に申立てをするように案内している。なお、苦情の内容として、被後見人の財産の不正利用等が多い場合は、状況によっては後見人に辞任するよう促している。

(渋谷副会長)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部では、それぞれの地区で対応するのではなく、同支部で対応している。しかし、同支部に報告があるケースは少なく、ほとんどが当事者や家裁と協議し、解決している。対応としては、後見人の交代を促す場合もあるが、できる限り交代ではないかたちで支援していけるよう促している。同じ後見人に対する苦情が複数の被後見人から相談があった場合は、後見人に問題があると思われるため、家裁から後見人の推薦があった場合は、一定期間、推薦しないなど対応している。

(米山委員)東京地方税理士会相模原支部では、後見人が少なく、苦情が少ないことから解決のための規則等は特にない。一般的な苦情については、本人の話を聞く中で問題を紐解き、解決している。

(澤畔委員)成年後見制度に係る苦情は、ほとんどない。実際に相談や苦情があった場合は、まずは話を聞き、制度の説明や話をする中で解消されることであれば対応している。しかし、その場で解決できない問題の場合は、後見人が所属する団体に報告や相談等の情報提供をしている。地域包括では、成年後見制度に係る相談だけではなく様々な相談や苦情に対応するマニュアルがあるため、それに沿ってその都度対応している。

(前場会長)弁護士の担当するケースでは、本人と親族の間に利害対立が生じているものや、身近な親族の意思が本人の声に反映されており、その他親族の利益を害

するなどのケースが多いため、本人の意思確認に苦慮している。苦情の対応について、神奈川県弁護士会では、苦情に対する窓口は特に設置していないため、基本的には家裁を通じて情報提供が入ることになっている。その結果、後見人の対応が問題だということであれば、然るべき対応を行う。それ以外の内容であれば、担当の後見人に注意喚起や情報提供をしている。

## 5 その他

事務局から次回の協議会の開催日程について説明を行った。

以上

# 第1回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議 会委員出欠席名簿

	氏	名	所 属 等	備	考	出欠席
1	前場	俊文	神奈川県弁護士会	会	長	出席
2	渋谷	健太郎	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	副会	会長	出席
3	渡邊	幸子	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部			出席
4	米山	智則	東京地方税理士会 相模原支部			出席
5	志方	洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会			出席
6	玉手	邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター			出席
7	澤畔	正裕	医療法人社団徳寿会 中央地域包括支援センター			出席